

西栗倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 4年 4月21日(木) 午後6:51～7:44

2. 開催場所 あわくら会館東3東4

3. 出席者

農業委員	事務局
○ 青木英隆	事務局長 萩原 勇一
○ 萩原眞壽雄	事務員 萩原 眞幸光
○ 上山光重 欠	
○ 高木宣美	
○ 神原秀吾	
○ 政久剛志	
○ 井上 誠	
○ 春名光博	
○ 新田 茂	
○ 春名昌美	
○ 田中裕之	
○ 小椋義宣	

4. 議事日程

- ・ 議事録署名委員の選出
- ・ 議案第1号 基盤強化法第19条
- ・ 議案第2号 農地法第5条の許可取消し
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3
- ・ 報告第2号 農地法第18条

5. 議決事項

- ・ 議案第1号 許可・不許可
- ・ 議案第2号 許可・不許可

6. 内容

事務局長	<p>それでは、4月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。会長よろしくお願 いします。</p>
会長	<p>こんばんは、4年度第1回目の農業委員会をはじめます。議題にそって審議してい きたいと思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>まず、今回の議事録署名委員の指名をします。今回は、議席番号11番の田中委員と 12番の小椋会長にお願いします。</p> <p>それでは、事務局から説明をよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>失礼します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染防止に伴い、議案の読み上げを省略する等の議事の一部 を簡略化して進めて参りたいと思いますのでご了承ください。</p> <p>では、資料2ページ目をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号 P2 基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。 今回、5件の申請がありました。うち新規の設定が3件、再設定が2件となります。</p> <p>■申請番号2-62番（使用貸借） 1筆 利用権の設定をうける者 西栗倉村●●● ●●● 氏 利用権の設定をする者 西栗倉村●●● ●●● 氏</p> <p>■申請番号2-63番（使用貸借） 1筆 利用権の設定をうける者 西栗倉村●●● ●●● 氏 利用権の設定をする者 西栗倉村●●● ●●● 氏</p> <p>■申請番号2-64番（使用貸借） 4筆 利用権の設定をうける者 西栗倉村●●● ●●● 氏 利用権の設定をする者 西栗倉村●●● ●●● 氏</p> <p>■申請番号2-65番（使用貸借） 1筆 利用権の設定をうける者 西栗倉村●●● ●●● 氏 利用権の設定をする者 西栗倉村●●● ●●● 氏</p> <p>■申請番号2-64番（使用貸借） 2筆 利用権の設定をうける者 西栗倉村●●● ●●● 氏 利用権の設定をする者 西栗倉村●●● ●●● 氏</p> <p>各申請の申請書類と利用権設定する土地の地積図を5～14ページに添付しており ますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>第1号議案について、何かありますでしょうか。</p>

<p>(意見聴衆)</p> <p>特になし。</p>	
会長	<p>他に無いようでしたら、第1号議案についてはご承認いただきました。</p> <p>次に、第2号議案について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号 P15 農地法第5条の許可の取消に係る案件です。</p> <p>■申請番号 57 番 (賃貸借) 3 筆 貸人 西栗倉村 ●●● ●●● 氏 借人 西栗倉村 ●●● ●●● 氏</p> <p>本件は、令和3年10月29日に許可した営農型太陽光の架台に係る一時転用について、その架台の強度不足により、変更が予定されているものです。一時転用の面積や遮光面積も変わるとのことで、現在再設計中とのことです。一旦取り消しを願ひ出るものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>第2号議案について、何かありますでしょうか。</p>
新田委員	<p>架台等の強度を事前に検査することができないのか。</p>
事務局	<p>農業委員会としては難しいと考えています。</p>
会長	<p>他に無いようでしたら、第2号議案についてはご承認いただきました。</p> <p>次に、報告第1号について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>■報告事項第1号 P17 農地法第3条の3の規定による相続の届出についてです。 3件の届出がありました。</p> <p>■報告番号 58 番 3 筆 相続人 鳥取県米子市 ●●● ●●● 氏</p> <p>■報告番号 59 番 1 筆 相続人 鳥取県米子市 ●●● ●●● 氏</p> <p>■報告番号 61 番 4 筆 相続人 西栗倉村 ●●● ●●● 氏</p> <p>詳細は、18～27ページになります。 以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。</p>

会長	事務局からの報告が終わりました。何かありますでしょうか。
<p>(意見聴衆)</p> <p>特になし。</p>	
会長	次に、報告第2号について説明をお願いします。
	<p>■報告事項第2号 P28 農地法第18条の規定による合意解約の通知についてです。 1件の届出がありました。</p> <p>■報告番号 60番 1筆 貸人 西栗倉村●●● ●●● 氏 借人 西栗倉村●●● ●●● 氏</p> <p>詳細は、29～30ページになります。 以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
会長	事務局からの報告が終わりました。何かありますでしょうか。
<p>(意見聴衆)</p> <p>特になし。</p>	
会長	他に無いようでしたら、事務局からその他ありますでしょうか。
事務局	<p>① 農業委員の活動報告について、国から最適化活動の推進等について通知がありました。農業委員会は、毎年度、最適化活動に係る目標を設定し、活動の記録、点検・評価及び公表をすることが制度化されました。最適化活動とは、担い手への農地の集積、遊休農地の解消及び新規参入者への農地の貸付など促進することを指します。今までも、点検評価、公表などを行って吐きましたが、より目標を持った活動となる様強化されます。</p> <p>そこで、まずは皆様をお願いしたいことは、都度記入していただいております活動記録簿について新たな様式を用いて、記録を残していただくようお願いします。農業委員会の定例総会はもちろんのこと、近隣農家との相談、農地の見回りなど、どんなことでも実は農業委員会活動につながっていると考え、書き留めておいてください。目標としては、一週間に2つ以上になる様記入をお願いします。</p> <p>活動記録簿のつけ方の3ページをご覧ください。赤枠のところは必ず書いていただきたいところですが、特に、項目(大中小)が大事だそうです。4ページの項目から選択して記号で記入してください。最終的に4月には皆さんに各自集計と自己評価をしていただくことになる予定です。記入の参考例は、5ページをご参照ください。</p> <p>早速ですが、4月1日からさかのぼってご記載願います。ご面倒ですがよろしくお願いいたします。また詳しい情報が入り次第お知らせします。</p> <p>② 再生協議会の役員である農業委員の方へ、経営所得安定対策について、2点ご</p>

	<p>周知願います。1点目が、そもそも、交付対象となる農地とは、畦畔があり、用水路がある田で交付対象作物を作付することで交付金が支払われますので、ご注意願います。2点目が、本年度から5年間その圃場で一度も水稻の作付が行われない農地は、それ以降、交付対象外となります。これは、転換作物の生産が定着した農地は畑地化し、水田機能を維持しつつ転換作物を生産する農地については、水稻と転作作物のブロックローテーションによる地力の回復と収益性の向上を促していくことが目標とされています。この2点の情報については、追って農家の方々へも広報していく予定です。</p>
会長	<p>以上よろしいでしょうか。</p> <p>無いようでしたら以上で、議事を終了します。事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>お疲れさまでした。</p> <p>それでは、閉会の辞を会長代理お願いします。</p>
会長代理	<p>農業委員さんの報酬が少ないのではないかと。農業委員さんのなり手がなくなるのではないかと思います。これを最後の締めといたしまして終わります。</p> <p>お疲れさまでした。</p> <p>～閉会～</p>

年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員